

寒河江市建設工事元請下請関係適正化指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）に基づき、寒河江市（以下「市」という。）が発注する建設工事を施工するに当たって、元請と下請が遵守すべき必要な事項及び市が指導するための基準を定めることにより、元請と下請との関係の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 元請 下請契約における注文者をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請け負った者及び当該工事に関する下請契約における全ての注文者をいう。
- (2) 下請 下請契約における請負者をいい、工事が数次の下請契約により行われる場合は、市から直接工事を請け負った者から当該工事の一部を請け負った者及び当該工事に関する下請契約における全ての請負者をいう。
- (3) 下請工事 市が発注する工事で、下請が元請からその工事の一部を請け負って施工する工事をいう。

(一括下請負の禁止)

第3条 法第22条、入札契約適正化法第14条及び寒河江市建設工事請負契約約款（令和4年市告示第24号。以下「約款」という。）第7条の規定により、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(下請契約締結の義務)

第4条 元請は、下請工事を発注したときは、下請工事の着工前に次の各号のいずれかの約款（以下「下請約款」という。）及び契約書（以下「下請契約書」という。）に基づき下請契約を締結し、履行しなければならない。

- (1) 建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）による建設工事下請契約書
- (2) 建設工事標準下請契約約款に準拠した下請契約書
- (3) 一般社団法人全国建設業協会が制定した工事下請基本契約約款及び下請工事基本契約書による注文書及び注文請書（注文書及び請書による契約の締結について（平成12年6月29日付け建設省経建発第132号）に規定する要件を満たす書面に限る。次号において同じ。）
- (4) 一般社団法人全国建設業協会が制定した個別工事下請契約約款による注文書及び注文請書

(下請代金額)

第5条 元請は、下請工事を発注したときは、下請代金額を工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない額としてはならない。

- 2 元請は、下請契約の締結後、正当な理由がないのに下請代金額を減じてはならない。

(下請報告書等)

第6条 市から直接工事を請け負った元請は、下請（計画・変更・結果）報告書（様式第1号）及び下請業者一覧表（様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の省略を認める場合は、この限りではない。

- 2 市から直接工事を請け負った元請は、下請契約を締結したときは、その下請代金額にかかわらず、施工体系図（様式第3号）、施工体制台帳（様式第4

号)及び再下請負通知書(様式第5号)に建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の2第2項及び第14条の4第3項に掲げる書類の写し(以下「添付書類」という。)を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、再下請負通知書及びその添付書類の提出にあつては、下請がさらに他の建設業を営む者に請け負わせるときに限る。

3 市から直接工事を請け負った元請は、下請契約を締結したときは、前2項に規定する書類に約款第11条の現場代理人等指定(変更)通知書を添付し、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、変更のある書類に関し、遅滞なく市長に提出するものとする。ただし、変更があつた日から工事完成予定日までの期間が14日に満たない場合は、次項の規定による提出をもって提出したものとみなす。

5 市から直接工事を請け負った元請は、当該工事を完成したときは、約款第33条の完成通知書を添付し、市長に提出しなければならない。

6 第2項の工事にあつては、工事現場に施工体制台帳及び再下請負通知書を備え置き、施工体系図を掲示しなければならない。

7 下請は、労働者名簿及び賃金台帳を整備しなければならない。この場合において、元請は、必要に応じてその報告を求めることができる。

8 市は、市から直接工事を請け負った元請に対して、必要に応じて下請の施工能力事項、下請工事内容等を記載した書類を提出させることができる。

(下請からの暴力団の排除)

第7条 元請は、約款第49条第9号に該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請(資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。)としてはならない。

2 下請約款及び下請契約書には、暴力団関係業者と判明した場合に契約を解除

する旨を規定し、当該事案に該当するときは下請契約を解除しなければならない。

- 3 市から直接工事を請け負った元請は、下請（建設工事の下請に限る。以下この条において同じ。）から暴力団排除に関する誓約書（様式第6号）を徴し、市長に提出しなければならない。この場合において、当該元請が寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第2項の指名競争入札参加有資格者名簿に登録されていないときは、暴力団排除に関する誓約書（元請用）（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（暴力団等からの不当要求時の対応）

第8条 元請及び下請は、寒河江市暴力団排除条例（平成24年市条例第16号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報するとともに市長に報告しなければならない。

（施工状況の確認）

第9条 発注担当の課長等（以下「各関係課長等」という。）は、第6条第3項及び第4項の規定による書類の提出があったときは、監督職員に、次に掲げる事項を確認させるものとする。

- (1) 配置技術者の適格性及び専任制
- (2) 健康保険（日雇健康保険を含む。以下同じ。）、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況
- (3) 当該工事の下請予定額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上である場合は、報告されている監理技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている技術者であって、かつ、5年以内に監理技術者講習を修了している者であること。
- (4) 工事を一括して下請に請け負わせていないこと。
- (5) 法に規定する軽微な建設工事のみを施工する場合を除き、下請が建設業の

許可を受けていること。

- (6) 市から直接工事を請け負った元請が一般建設業者である場合は、下請代金額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上でないこと。

- 2 各関係課長等は、前項の規定による確認において同項各号の規定に違反している疑い又は事実がある場合は、財政課長に報告しなければならない。

（下請選定の留意事項）

第10条 元請は、下請を選定するときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 下請は、法第3条の許可を受けた者とするものとし、やむを得ず許可を受けていない者とする場合には、提供する材料費に留意すること。
- (2) 下請は、その工事を施工するに足りる技術力を有し、法に規定する主任技術者を適切に配置できること。
- (3) 下請は、その工事を施工するに足りる労働力及び機械器具を確保できること。
- (4) 下請が常時10人以上の労働者を使用しているときは、就業規則を作成し、労働基準監督署に届出がなされていること。
- (5) 経営が安定していること。
- (6) 賃金が常に適正に支払われ、支払の遅延等がないこと。
- (7) 過去において労働災害を頻繁に起こしていないこと。
- (8) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられた期間又は寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成12年市告示第19号）に定める指名停止の期間に該当しないこと。
- (9) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険に加入し、当該保険料を適正に納付していること。

- (10) 建設業福祉共済団の共済及び建設業退職金共済に加入し、当該掛金を適正に納付していること。
- (11) 工事の性質上、工事の一部が再下請されると認められるときは、下請代金の不払を起こすおそれがないこと。

(下請代金の支払条件)

第11条 元請は、市から前払金の支払を受けたときは、下請に対し、資材の購入、労働者の確保その他工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めなければならない。

2 元請は、市から部分払及び完成払の支払を受けたときは、受けた日から1か月以内に遅滞なく、下請に対し、出来形部分に相応する部分払及び完成払を行わなければならない。

3 下請代金の支払は、現金払とするものとし、やむを得ない場合は現金と手形の割合において現金が60パーセント以上になるよう努めるとともに、手形期間は60日以内になるよう努めなければならない。この場合において、元請の都合により現金払を手形払に変更するときは、当該手形の割引に要する費用は、元請が負担しなければならない。

4 元請は、工期又は請負代金額（市が元請に支払う金額をいう。次項において同じ。）に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに、下請に対して、その旨を必要な情報と併せて通知しなければならない。

5 下請は、工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、請負契約を締結するまでに、元請に対して、その旨を必要な情報と併せて通知しなければならない。

6 元請は、工期内に賃金水準又は物価水準の変動により下請代金額を変更する必要が生じたときは、下請約款及び下請契約書の定めるところにより、変更の

措置をとらなければならない。

- 7 元請は、注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる下請契約を締結したときは、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせてはならない。
- 8 元請が法第17条の特定建設業者である場合の下請契約の下請代金は、当該下請工事の目的物の引渡しの申出があった日から50日以内に遅滞なく、下請に対し、支払わなければならない。
- 9 元請が特定建設業者である場合には、下請が倒産、資金繰りの悪化等により、下請工事の施工に関し、他者（当該下請以外の下請を含む。）に損害を与えることのないよう下請の保護及び指導に十分配慮しなければならない。

（下請工事の施工管理）

第12条 市から直接工事を請け負った元請は、下請工事に係る施工管理を的確に行うとともに、下請に対して指導、助言その他の必要な措置を行わなければならない。

（労働環境整備及び雇用管理体制）

第13条 元請は、下請に対し、次に掲げる事項について指導しなければならない。

- (1) 労働者の雇入れに当たっては、労働契約書による契約又は雇入通知書の交付をすること。
- (2) 賃金は、毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。
- (3) 労働者に対し、下請工事に係る技能訓練を実施するよう努めるとともに、安全衛生教育を実施し、労働災害発生の防止に努めること。
- (4) 雇用者に対し、1年に1回以上定期健康診断を実施すること。
- (5) 労働者災害補償保険を補完する任意の保険の加入に努めること。

(6) 労働者に対する退職金を積み立てること。

(関係法令の周知徹底)

第14条 元請は、下請に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守するよう指導するとともに、違反の事実が生じた場合には、速やかに是正のための適切な処置を講ずるよう指導しなければならない。

(市の指導等)

第15条 市は、この要綱の適正な施行を確保し、その趣旨の徹底を図るため、次に定める措置等を行うものとする。

- (1) この要綱の遵守について、市から直接工事を請け負った元請に対して必要な指導、助言及び勧告を行う。
- (2) 前号の指導等に従わない場合又は指導した事項に関する措置結果が適切と認め難い場合には、法第28条に基づく監督処分又は寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、改正後の第9条の規定は、令和7年2月1日から適用する。